平成２９年（フ）第６号
福島市瀬上町字南中川原６番地の７　リバーサイドハイツ８号
債務者　河井　敏春
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
福島市北沢又字稲荷16番地の３
債務者　安部　礼子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
長野県松本市筑摩１丁目２番10号　オリージャ野口102号
債務者　竹田　貴大
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２４号
長野県安曇野市穂高有明1825番地ホ号
債務者　細川　義将（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３１号
長野県安曇野市穂高8691番地　コーポ風見鶏204
債務者　江尻ミサ子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３７号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ１―17号　県住
債務者　岡田　博和
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０９号
京都市中京区姉小路通堀川西入樽屋町469番地　グレース吉田905号
債務者　高橋　隆司
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
徳島県徳島市庄町３丁目32番地　グランドハイツ703、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字河内1238番地
債務者　藤川あつみ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
佐賀県神埼市神埼町鶴2950番地２かんざき日の隈寮
債務者　白濱　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
宮崎県日向市大字幸脇2174番地２
債務者　川野江利子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１号
宮城県大崎市古川小野字新田134番地２
債務者　竹中　直美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
福島県郡山市安積町荒井字北田14番地
債務者　三瓶由紀子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
石川県加賀市山代温泉神明町９番地２　大洋荘８号室
債務者　松永順子こと　余　　順子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２０号
福井県坂井市丸岡町舟寄第77号10番地
債務者　**栁**原　規央
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
福井市町屋２丁目６番24号　アレグリアプレイス町屋404号
債務者　野口　保彦
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
愛知県豊田市柿本町３丁目１番地　フリーダム32　306号、前住所愛知県豊田市田中町３丁目69番地１　Ｔステージ豊田ＷＥＳＴ507号
債務者　田中　洋一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡439番地の１
債務者　小谷　貴昭
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係